

外国人登録事務における電算システムの導入について

3月1日から、外国人登録の事務処理に電算システムを導入します。これにより、事務の効率化が図られ、区役所等の窓口で証明発行に要する時間が短縮となります。また、大通証明サービスコーナーにおける取扱時間も拡大し、外国人の方が証明書を請求する際の利便性が高まります。

1 電算システム導入の背景等

これまで、外国人登録事務は、手作業により行っていたことから、すでに電算システムを導入している日本人に関する戸籍や住民票の事務に比べると、事務処理が効率的でないため証明発行に時間を要するなど、外国人と日本人との間に行政サービスの格差が生じていました。

特に、大通証明サービスコーナー（平成9年5月、証明発行専門の行政サービスコーナーとしてオープン。平成16年5月から土日業務開始）において証明書の請求があった場合、住民票など日本人に関する証明書は、端末機の簡単な操作により証明発行が可能ですが、外国人に関する証明書は、紙台帳である外国人登録原票を基に作成することから、当該外国人の居住区でなければ作成できないため、請求を受けたその場での証明発行は区役所執務時間内に限られ、夜間や土日の請求分については、翌日以降の発行となっていました。

本市の外国人登録者数は、平成元年度末には4,600人程度でしたが、その後、毎年5パーセント前後の増加を重ね、平成16年3月末には8,500人に達し、手作業での効率的な事務処理が難しくなってきたこと、また、各種電算システムの導入や大通証明サービスコーナーにおける土日の証明発行サービス開始により、前述のような日本人と外国人との行政サービスの格差が顕著なものとなったことから、その解消および事務処理の効率化を目的として、今回、電算システムを導入することとしたものです。

2 外国人登録システム導入による効果

(1) 証明書発行時間の拡大

本人の居住地などを証明する「登録原票記載事項証明書」や「印鑑証明」の請求を受けたその場での証明発行は、これまで区役所の執務時間内（午前8時45分～午後5時15分）に限られていましたが、本システムの導入により、大通証明サービスコーナーでは午前8時から午後7時まで（土日は午前9時～午後5時）可能となります。

(2) 証明書発行の待ち時間の短縮

証明書の請求時に区役所の窓口でお待ちいただく時間は、現在、約15分から20分ですが、システム導入後は、約5分に短縮されます。また、これまで大通証明サービスコーナーにおいては、請求書や証明書に関する各区役所とのやり取りをファクスで行っていたため、約20分から30分お待ちいただいていたましたが、同様に約5分に短縮されます。

(3) 区役所における事務の効率化

統計処理や入国管理局への提出が義務付けられている各種申請に関する報告書の作成などについて、正確かつ迅速な処理が可能となり、事務の効率化が図られます。

3 システム稼働開始日

平成17年3月1日(火)

4 参考

(1) 戸籍住民課業務における各事務の電算システム導入状況

平成元年 住民基本台帳事務

平成4年 印鑑登録事務

平成13年～15年 戸籍事務(データ量が膨大なため3カ年に分けて電算化)

(2) 外国人登録者数および証明書発行件数の推移

外国人登録者数

年 度	平成元年度末	平成5年度末	平成10年度末	平成15年度末
登録者数	4,603	5,982	6,920	8,574

登録原票記載事項証明書発行件数

年 度	平成元年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度
発行件数	4,689	5,274	5,854	7,170

平成11年度までは、「外国人登録済証明書」。平成12年度の法改正により、12年4月から「登録原票記載事項証明書」

問い合わせ先

市民局地域振興部戸籍住民課

211-2296